

第10回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和4年1月11日(火)午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場別館 第3会議室			
出席委員(12名)	1番 山下 和子 委員	2番 蔵本 孝広 委員	3番 横川 力 委員	4番 山上 真治 委員
	5番 長谷川 誠一 委員	6番 谷岡 貞幸 委員	7番 山本 美代子 委員	8番 土海 政信 委員
	9番 清水 武敏 委員	10番 尾川 寛信 委員	11番 山田 隆雄 委員	12番 下田 健一 委員
欠席委員(0名)				
推進委員(8名)	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 山下 昇 推進委員	16番 井坂 正昭 推進委員
	17番 山本 正義 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 中村 博 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(0名)				
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 中村 武史			
提案議案	第40号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第41号議案 非農地の現況証明について 第42号議案 農用地利用集積計画の決定について			
報告事項	第1号 水田の畑地変換届について 第2号 賃貸借の解約等の通知について 第3号 公共事業の施行に伴う農地転用報告について			

<p>第 1 号 水田の畑地変換届について</p>	<p>事務局</p>	<p>報告をしてください。</p> <p>議案書 2 頁をお願い致します。報告事項 第 1 号「水田の畑地変換届について」を説明します。次のとおり、水田の畑地変換届出書が提出されたので、その状況を報告するものです。</p> <p>(資料は 2-1 頁)</p> <p>番号 1 土地所在、大字中興寺——。地目は田、面積は 931 m²。届出人は、松崎●●。</p> <p>届出日は令和 3 年 12 月 6 日。平均盛土 50 cm の嵩上げを行い、普通畑と果樹園にする計画でございます。畑地変換の時期につきましては、令和 4 年 1 月から今年 1 年かけて 12 月までの予定としてあります。</p> <p>そして、頁をめくって頂きまして次の頁、2-1 に航空写真による位置図を付けておりますので、ご確認をお願いします。報告事項第 1 号につきましては、以上であります。</p>
<p>第 2 号 賃貸借の解約等の通知について</p>	<p>議長 事務局</p>	<p>はい。次に第 2 号「賃貸借の解約等の通知について」を報告してください。</p> <p>報告事項 第 2 号「賃貸借の解約等の通知について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 14 条の 3 の規定により賃貸借の解約等の通知があったので、その状況を報告するものです。</p> <p>番号 1 権限の種類、機構法。中間管理事業等に関する法律のことであります。機構法。通知者賃貸人は、鳥取市 公益財団法人 鳥取県農業農村担い手育成機構。賃借人は、中興寺●●。</p> <p>土地の表示、大字野方——。地目は畑、面積は 3,000 m²。</p> <p>合意の成立日は令和 3 年 12 月 9 日で、土地の引き渡し日も同日であります。</p> <p>次に番号 2 権限の種類、基盤法。農業経営基盤強化促進法でございますが。通知者賃貸人は、川上●●。賃借人は、鳥取市 公益財団法人 鳥取県農業農村担い手育成機構。</p> <p>土地の表示、大字野方——。地目は畑、面積は 3,000 m²。</p> <p>合意の成立日は令和 3 年 12 月 9 日。土地の引き渡し日も同日であります。</p> <p>この整理番号 1 番 2 番の案件は、本日の議案にあります農用地利用集積計画において所有権移転を同人で行うために、先んじて賃貸借の解約を行ったものであります。</p> <p>中間管理事業を使つての貸し借りをしておりますので、番号 1 と番号 2。機構法って云うものと基盤法って云うもの、両方が出て参ると云う事でございます。説明は以上です。</p>
<p>第 3 号</p>	<p>議長</p>	<p>次に、第 3 号「公共事業の施行に伴う農地転用報告について」を説明してください。</p>

<p>公共事業の施行に伴う農地転用報告について</p>	<p>事務局</p>	<p>はい。議案書 4 頁になりますが。報告事項 第 3 号「公共事業の施行に伴う農地転用報告について」を説明します。</p> <p>次のとおり、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書が提出されたので、その状況を報告するものです。</p> <p>(資料は 4-1 頁と資料 1 の 1 頁から 4 頁)</p> <p>番号 1 届出人は、方地 有限会社●●。土地の所在、大字羽衣石——。地目は田、面積は 889 m²の内、247 m²。地権者は、羽衣石●●。</p> <p>同じく大字羽衣石——。地目は田、面積は 1,179 m²の内、169 m²。地権者は、羽衣石●●。</p> <p>工事の所管課は湯梨浜町建設水道課。工事名は、町道本谷景宗寺線道路災害復旧工事 (3 年災害第 207 号)。転用目的は、工事における迂回路であります。</p> <p>工期は、令和 3 年 12 月 22 日から令和 4 年 3 月 31 日まででございます。</p> <p>本冊、頁をめくって頂き 4-1 が航空写真による位置図。赤い色で縁取っておりますけども、羽衣石城へ行く方の橋を渡ってすぐの所でございます。</p> <p>資料 1 をお願い出来ますでしょうか。資料 1、1 頁目が災害復旧工事の位置図で、青色が工事現場、赤色が迂回路であります。頁をめくって頂き 2 頁目が公図。公図に取り敢えず迂回路を落とし込んでおりますけども、赤い色で。こう云う風ですね。</p> <p>それから 3 頁目が工事の施工平面図ですけども、これ、先程の図面と上下が逆です。南北方向が逆なんで、ひっくり返してもらったと思います。この図面の下側が北。南側が上。そう云う事でございます。それからもう一つ頁をめくって頂きまして、4 頁目が迂回路の断面図でございます。説明は以上です。</p> <p>以上で報告事項を終わります。なお、報告事項でございますので、ご了承をお願い致します。皆さんの方から、何かお尋ねがもしございましたら、どうぞ挙手の上発言をしてください。どうですか。よろしいですか。</p>
	<p>議長</p>	<p>はい。</p>
	<p>横川委員 議長</p>	<p>はい、良いですよ。横川力委員、どうぞ。</p>
	<p>横川委員</p>	<p>一つだけ教えて頂きたいんですが。私も良く分からないもので。3 頁の権限の種類、この機構法と基盤法って云うのをちょっと、さわりだけでも良いですから教えて頂きたい。</p>

	<p>議長 事務局</p>	<p>はい、それではそのところを、ちょっと詳しく補足説明してください。</p> <p>今、横川委員からご質問ありましたのは、3頁報告事項第2号の、賃貸借の解約等の通知の左側に書いてあります権限の種類。機構法と基盤法。先ほど機構法って云うのが、農地中間管理事業に関する云々かんぬんの法律。これをつづめて機構法と云う風に言っております。それから基盤法と云うのが農業経営基盤強化促進法って云う法律です。</p> <p>通常の、後で出て来ます様な利用集積計画。利用権設定で行うものの大本となる法律って云うのが基盤法って云うものになります。農業経営基盤強化促進法って云う法律に基づいてやっているのが利用権設定なので、基盤法。</p> <p>それで、この度出て来てる土地が農地中間管理事業を活用して、地主さんから中間管理機構であります担い手機構が預かって。その次に、預かったところが耕作者であります、この度は●●さんなんですけども。●●さんに配分をしてると云う事で。</p> <p>それで、配分をするのは機構法って云う法律に基づいて配分をしておりますし、地主さんから借り上げるのは基盤法と云う法律に基づいて借り上げ。借りている。</p> <p>だから、地主さんと担い手機構と云うのは、所謂通常の利用権設定での貸し借りなんですけども。土地を預かってしまった担い手機構と云うのは、誰に預けようかと云う事を町とも相談をしながら、「じゃあ、この人に貸し付けをしよう。」と云う配分をするとう位置付けになりますので。そもそも法律が違うので、基盤法と機構法と云う2本立ての法律が必要になると云う事で。</p> <p>担い手さんが引き受けてるのは、機構法って云う法律に基づいて配分がされてると云う事で。分かりますかね。</p> <p>中間管理事業を使ったら、まず地主さんから預ける方は、所謂通常の利用権設定と云う事で基盤法って云う方になります。それで、中間管理事業で耕作者が「借りますよ。」って云うのは機構法って云う法律だと云う風に、ボヤッと覚えておいて頂けたらと思います。忘れてもさほど差支えはありませんけども。そう云うものだと云う事で思ってください。よろしいでしょうか。</p>
	<p>横川委員 河井推進委員 議長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>じゃあ、私もちょっと。</p> <p>はい、どうぞ。</p>

<p>4 議事 議案第 40 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	<p>河井推進委員 議長 事務局 議長 横川委員 河井推進委員 議長 (議長) 事務局</p>	<p>今の件、聞きましたけどね。これ、元はね、解約等の通知について。解約した訳かこれは。この辺が何か。</p> <p>はい。それではその辺りを説明してください。</p> <p>説明の中でもちょっと触れたんですけど、これは解約をしたものです。</p> <p>解約も二段階になるので。まず、耕作者が担い手機構に返して。次は担い手機構が地主さんに返すと云う二段階で。</p> <p>要するに、耕作者から地主さんに土地が帰ったと云う解約の手続きです。単純だったら 1 本で済むんですけども、この度の地主さんに土地を返すって云うのは、2 本立ての解約になってると云う事で、後ほど売買の関係が出て来るんで。所有権移転の関係が出て来るんで、それをするためには、そう云った貸し借りの契約はチャラにしとかないといけないと云う事で、事前に手続きがなされた。解約がされたと云う事。</p> <p>はい。えーっと横川委員、それから河井推進委員、これでよろしいですか。</p> <p>はい。</p> <p>良いです。</p> <p>それではその他にお尋ねはございますか。他にはございませんか。それでは無い様でございませぬので、以上を持ちまして報告を終わります。</p> <p>次に進行致します。次に議案第 40 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは提案理由の説明をお願いします。</p> <p>議案第 40 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、5-1 頁及び資料 2)</p> <p>番号 1 土地の所在、大字久見——。現況地目は田。転用面積は 1,193 m²の内 501.10 m²。転用計画の用途は住宅用地。施設概要は一般個人住宅。建築面積は 100.83 m²です。</p> <p>本案件の契約内容は使用貸借なので、借人。田後●●と●●。貸人は、田畑●●。これは親子間の使用貸借でございます。立地基準の判定に係る農地区分は第 1 種農地、区分決定根拠は 集団農地。10ha 以上の農地の広がりの中にあります。</p>
---	--	---

		<p>許可根拠規定は集落接続。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資は有りません。</p> <p>事業内容は、一般個人住宅で、高さ 40 cmの真砂土造成を行い周囲三方を L型擁壁で囲います。それから申請地は公共下水道の事業区域外、外にあるため合併浄化槽を設置する計画であります。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の事業区域外で。隣接耕作者の同意書が添付されております。</p> <p>頁をめくって頂き 5-1 が航空写真による位置図で、農協東郷支所、農機センターの南側でございます。それで、濃い青色で囲っている筆の内、赤色斜線部分がこの度の申請地でございます。</p> <p>現地の写真につきましては、別添資料 2。資料 2 の方、資料 2 の 1 頁でございます。赤線で囲っている箇所が転用申請の場所です。資料 2、頁をめくって頂き 2 頁目が公図。それから 3 頁目が土地利用計画図と擁壁の断面図。それから 4 頁目が立面図。そして 5 頁目が申請地周辺の上水道と下水道管路図であります。申請の概要につきましては以上です。</p> <p>議案書を 5 頁に戻って頂きまして。</p> <p>(資料は、5-2 頁及び資料 1 の 11 頁から 16 頁)</p> <p>番号 2 土地の所在、はわい長瀬——。現況地目は畑。転用面積は 669 m²の内 357.70 m²です。転用計画の用途は住宅用地。施設概要は一般個人住宅。建築面積は 82.81 m²です。</p> <p>譲受人は東伯郡北栄町●●と●●。譲渡人は、はわい長瀬●●。</p> <p>契約内容は、贈与による所有権移転でございます。立地基準の判定に係る農地区分は第 2 種農地。区分決定根拠は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内でございます。許可根拠規定は集落接続。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資有でございます。</p> <p>事業内容は、一般個人住宅で隣接農地との境界にブロック 2 段積み 26m 設置します。それで農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の意見書と隣接耕作者の同意書が添付されております。</p> <p>頁をめくって頂き 5-2 が航空写真による位置図でございます。赤色の斜線部分が転用申請の場所です。それで現地の写真につきましては資料 1 の 5 頁。資料 1 の 5 頁です。昨年の暮れに、こちらの申請が出て参りまして。写真がちょっと雪の関係で取れなかったものですから、こちらに付けてるのは直近のものではございませんけれども、確認が出来る写真と云う事で用意致しまし</p>
--	--	---

た。ご覧頂きたいと思います。

そして、頁をめくって頂き 6 頁が公図。黄色が一筆で、その内の赤い部分を転用すると云う、そう云う色分け、させてもらってます。7 頁が求積図。そして 8 頁が土地利用計画図と建物平面図で。建物の南側がですね、申請地の面する、西側に面する道路からトラクター等農用機械が畑として残る場所へ通り抜けできる様に、スペースが確保されております。

そして 9 頁が立面図。10 頁が雨水と汚水の排出計画図で、そして 11 頁が申請地周辺の上水道と公共下水道の管路図でございます。申請の概要につきましては以上でけれども、ここから議案審議にあたっての補足説明を致します。

転用案件については、事務局に於きまして許可要件を満たしているかどうかを事前審査して、その結果を総会で説明させて頂いておりますが、この度の整理番号 1 の案件につきましては特異な点がありますので、説明を加えさせて頂きます。少し長くなりますがご了承願います。

では、お手元に配布しております資料の内、左肩に「許可方針」と縦に書いてある資料をお願いいたします。よろしいでしょうか。

この資料の 3 枚目、3 枚目をまず見てください。3 枚目左下半分の審査事項をご覧ください。赤で、印してますけども。

農地転用許可申請の審査にあたっては、皆さんご承知のとおり立地基準と一般基準に基づき判断を致します。

まず立地基準ですが、資料に記載のとおり、農地区分から許可の可否を審査します。農業委員会は許可権者ではありませんので、許可の可否ではなく、その部分は転用許可の適否、「それに適っているか適っていないか。」と読み替えてください。適否ですね。次いで一般基準で、事業実施の確実性、被害防除等を審査します。これが審査事項です。

資料をね、1 枚戻って頂き 2 頁目をお願いします。2 頁目、そちらの方ですね。立地基準、農地の区分がどの様になっているかのおさらいでございます。

右側に農地区分と要件の一覧がありますが、その内、上から 2 番目の甲種農地。これは湯梨浜町にはありません。甲種農地は都市計画の市街化調整区域内にある農地ですので、湯梨浜町の場合は非線引き、つまり都市計画の市街化調整区域等の区域設定がありませんので。区域設定が無いので、甲種農地と云うのは存在しないと。そう云う事になります。

		<p>と云う事で町内の農地区分は、農業振興地域農用地区域の内と外って事に分かれまして、農用地区域の外って云うのに第1種から第3種迄の分け方があると云う事になります。</p> <p>ちなみに農業振興地域って云うのは町内全域が指定されておりますので、町内全ての農地がこの何れかに分類されると云うことになります。</p> <p>と云う事で、今度は1頁目に戻って頂きまして。まず農地区分の審査です。この度の整理番号1の申請地は第1種農地であります。具体的には松崎駅南に広がる10ha以上の農地のまとまりの中に申請地が位置しています。</p> <p>資料1頁の上の方に第1種農地は原則として不許可とあります。</p> <p>ただし、特別な理由がある場合には許可されることもありまして、それはどんな場合かと申しますと、この頁の下半分に「転用需要に適切な対応」としてまとめてありまして、「甲種、第1種農地などであっても次に該当する場合などには許可の対象とされています。」と書かれており、その次、三行目のカッコ書きに「丸2から丸5については、甲種・第1種農地以外の土地に立地困難な場合に限られます。」と云う風に書いてありまして。</p> <p>それで「次に該当する場合」の項目、丸1から丸8について整理番号1の申請に当てはまりそうなのがどれかって申しますと、丸5がそれに該当することになります。</p> <p>丸5を読み上げさせて頂きまして。</p> <p>集落に接続して住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設の設置をする場合。</p> <p>これは、既存の集落に接続して住宅を建てることであつたり、それから申請地の周辺に住んでおられる方が日常生活や業務で使用するために施設整備をすることって云う事になりまして。具体的には車庫等をイメージして頂ければ良いかなと思いますけれども。その様なものに限定されているんですけども転用が認められると云う事があります。</p> <p>丸5に書いてあるのはそう云う事なんですけど、ただし、その大前提として、先程のカッコ書き。第1種農地以外の土地に立地困難な場合に限られると云う事で、第2種農地であつたり第3種農地であつたりと云う、他に転用が可能な土地があれば認められないと云う事でございます。</p> <p>ここで改めて、整理番号1について確認したいと思います。資料2のですね、今度は。資料2の6頁をお願い出来ますでしょうか。</p>
--	--	--

	議長	<p>航空写真の位置図なんですけども、整理番号 1 の転用申請にあたっては用地選定理由書を提出してもらってまして、その中に申請地の他に候補地 1 と候補地 2 の 2 か所の農地が記載されております。</p> <p>資料の頁をめくって頂き、7 頁が候補地 1 の現況写真で、次の 8 頁が候補地 1 周辺の上水道と公共下水道の配管図。そして 9 頁が候補地 2 の現況写真。10 頁が候補地 2 の上水道と公共下水道の配管図であります。</p> <p>候補地 1 と候補地 2 ではなく、どうして申請地を選んだのか用地選定理由書に記載されておまして、本日の現地調査をして頂いた委員の皆さんにはお目通しを頂いております。</p> <p>それですね、許可権者の県から言われておりますところ、用地選定理由、申請地を選んだ理由、候補地を選ばなかった理由として「費用が掛かりすぎるためにこの場所にした。」と云った金銭的理由については、これは認められないと云う事でございます。その点を踏まえて事務局で用地選定理由を見ました場合には、候補地 1 と候補地 2 の状況を見たところ、候補地 1・2 の何れかで転用計画を立てるのが望ましいのではないかとの考えを持っております。</p> <p>整理番号 1 の申請者に対しましては、事前相談がありました折に、皆さんに今しがた説明しましたこととお話を致しまして「本申請の場所では難しいので候補地 1 と候補地 2 の何れかで検討されませんか。」と強くお勧めしたんですけれども、どうしてもと云う事でこの申請をされたものでございます。申請された以上は拒むことはできませんので、こうやって総会の方に付議をさせて頂いているところであります。</p> <p>と云う事で、整理番号 1 についての事務局の審査状況の報告については以上であります。</p> <p>次に整理番号 2 でございます。</p> <p>整理番号 2 の申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。</p> <p>よって、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。</p> <p>議案第 40 号の説明は、以上で終わりとさせて頂きます。</p> <p>はい。以上で議案第 40 号についての説明が終わりました。</p> <p>引き続き、現地確認委員による現地調査の報告をして頂きます。それでは番号 1 番の案件を 3</p>
--	----	--

	<p>横川委員</p>	<p>番の横川力委員より現地確認の報告をしてください。</p> <p>はい。本日午後、13時から長谷川会長、土海職務代理、それから山下和子委員、それから徳岡推進委員、それから私、横川。それから事務局2名。合計7名で現地を確認して参りました。</p> <p>第40号の「農地法第5条による許可申請について」であります。案件番号1の農地転用の現況確認です。</p> <p>本冊の5-1頁の位置図をご覧頂きますと、現地は農協東郷支所の南側になりまして、町営住宅団地の道を隔てた反対側です。現地の写真は資料2の1頁に掲載されています。</p> <p>現地の写真を見て頂きますと、申請地の近くには耕作されておらずヨシが生えている場所も所々ありますが、この場所は松崎駅南側で、線路と東郷川の間に広がる10ha以上の集団農地の中にあります。第1種農地と云う事になります。現地調査委員皆さんで、これを確認しております。農地の広がり、資料2の6頁を見てもらうと良く分かると思います。</p> <p>転用計画自体は、擁壁を設置して地上げをして家を建てると云う事で、雨水による土砂の流出の心配はありません。けれども先ほど事務局から説明がありましたとおり、お父さんが持っておられる土地の中で第2種農地と判断できる別の用地があって、下水道の公共柵も設置してあります。ですので、申請地の他に第2種農地の転用が出来そうな土地があります。第1種農地である申請地の転用は、原則不許可と云う事になるかと思えます。</p> <p>従いまして、整理番号1の農地転用については、現地調査委員みんなで「不適當」との意見にまとまりました。</p> <p>説明がたどたどしいですが、以上説明を終わります。</p>
	<p>議長</p>	<p>はい。それでは続きまして番号2の案件を、1番の山下和子委員より現地確認の報告をして頂きます。</p>
	<p>山下和子委員</p>	<p>そうしますと、案件番号2番で、農地転用の現況確認でございます。</p> <p>本冊の5-2を見て頂きたいと思えます。申請地の方はですね、新川集落で、はわいインターの交差点から続く道のドン詰まりみたいな所でございます。</p> <p>それから、資料1の5頁の現地写真を見て頂きたいと思えます。申請のあった場所は集落の道沿いの家と家との間の土地ですが、第2種農地に区分できるだろうという事で、みんなで確認致しました。</p>

	<p>議長</p> <p>山本正義推進委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長 山本正義推進委員 尾川委員 議長 尾川委員</p>	<p>転用計画は、この畑を分筆して家を建てるという事で、資料 1 の 10 頁を見て頂きたいと思 います。南側の畑の間に 2 段積みのコンクリートブロックを設置しますし、屋根に降った雨水は道 路側溝へ排出すると云う事でございます。雨水による土砂流出の心配はありません。</p> <p>それから、分筆して残った農地に行くための通路も確保されていると云う事で、この転用案件 を認めることには問題無いと、みんなで確認致しました。以上でございます。</p> <p>はい。以上で現地確認委員による報告を、これで終わります。</p> <p>それではただ今より、一括して質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>はい。山本推進委員どうぞ、発言してください。</p> <p>この番号 1 だけど。今日、見に行かれた。結局この資料 2 の 6 頁見れば三つあるんだけども。 結局農業委員会が許可するのは、どれになるだろうか。</p> <p>はい。それでは今の質問に対して説明してください。</p> <p>今、山本正義推進委員からご質問があったのは、資料 2 の 6 頁ですね。三か所、申請地と候補 地 1・2 とあって。三つあるんだけど、どれを農業委員会は許可するんだと云う様なことでおっ しゃられたんですけども。</p> <p>農業委員会は許可するところではないので。そう云う事ではなくて、この申請地と云う所につ いて。ここに家を建てたいからと云う事で申請を頂いております。</p> <p>申請地の所に家を建てる。農地転用することについて、それが適当なのか、適当ではないのか、 って云う判断をすると云うだけで。他に「ここだったら許可しても良い。」とか、そう云う話で はないです。申請のあった場所について、それが、農地転用が適当なのか不適当なのか、良いの か悪いのか。簡単に言うとね。</p> <p>それを判断をして、意見を添えて。どう云う判断をしたかと云う判断を添えて、県に進達をす ると云う事を我々はすると云う事です。「ここだったら良いです。」とか、そう云う話ではない。 今の説明で、どうですか。よろしいですか。</p> <p>はい。</p> <p>良いですか。</p> <p>はい。どうぞ。</p> <p>申請地と、それから候補地 1・2 の件なんですけど。2 の方は耕作してある様な格好に見えま</p>
--	---	--

	<p>議長 事務局</p> <p>尾川委員 議長 尾川委員 議長</p>	<p>す。それで、申請地と候補地 1 って云うのは、どうもこれ、耕作してなくて荒れてる様な状態に見えます。</p> <p>それで、これって、例えば本当に申請地に家を建てたいと思われる場合、これ、徹底的に荒らさないかと。そう云う訳じゃない。</p> <p>それでは説明してください。</p> <p>農地転用と云うのは「農地を農地以外のものにしたいから認めてください。」ってのが農地転用です。ですので農地の状態じゃなくなって来てる様な場所であれば、農地転用をしたいってことだったら、まず「農地として復元しなさいよ。」と云う話が大前提になります。</p> <p>ですので、うちの農業委員会でも、「ちょっと荒れ気味になってるな。」と云う事になると「最低限草刈りをキチンとしてください。」と。「保全管理をした上で農業委員会の現地調査を受けてくださいよ。」と云う指導をしております。</p> <p>「荒れちゃったから転用させてください。」と云うのは本末転倒でございまして。そこは、この農業委員会の皆さんが、そうならない様に指導をしなくてはならないと云う事が大前提でありますので、あんまり迂闊には申して頂きたいと云う事です。よろしくお願ひします。</p> <p>なるほどね。</p> <p>はい、尾川委員。今の答弁で良いですか。</p> <p>はい。</p> <p>はい。それでは、その他にお尋ねはございますか。どうぞ、慎重審議を重ねて行きます。どうぞ。ご発言がございましたらどうぞ、挙手の上、発言してください。</p> <p>よろしいですか。それでは慎重審議をして頂きました。本委員会は、冒頭申し上げました様に公平・公正を、理念のもとに進めております。</p> <p>そう云ったところからですね、皆さんには慎重な判断をして頂きたいと云う風に思います。もう一度お尋ねをします。質疑はございますか。</p> <p>無い様でございますので、それでは質疑はこの時間をもって終結致します。</p> <p>これより採決を行います。採決を行います、委員の皆様には慎重に判断をして頂きたいと云う風に、重ねて申し上げます。</p> <p>議案第 40 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に対する意見決定につきまして、採決を</p>
--	--	--

<p>議案第 41 号 非農地の現況証明について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>行います。</p> <p>番号 1 番の案件を、この申請案件を「許可相当である」と認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手なし》</p> <p>挙手なし。よって番号 1 の案件につきましては、「許可不相当である」と云う風に判断を致しまして、この意見を添えまして県の方へ進達を致します。</p> <p>それでは次に番号 2 の案件を、「申請どおり許可相当である」との見方。このことについて認めることに賛成の委員の挙手をお求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって番号 2 の案件につきましては、原案のとおり「許可相当である」との意見を添えて県の方へ進達を致します。</p> <p>以上の様に議案第 40 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」につきましては、今決定のとおり意見を添えて県の方へ進達をさせていただきます。</p> <p>それでは進行致します。</p> <p>次に議案第 41 号「非農地の現況証明について」を議題と致します。説明を求めます。</p> <p>議案第 41 号「非農地の現況証明について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願の提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 6-1 頁、資料 1 の 12 頁と 13 頁)</p> <p>番号 1 申請人は、鳥取市●●。土地の所在、大字石脇——。地目は台帳 畑、現況 宅地。面積は 1,048 ㎡。この土地は 2 名の共有でございまして、権利の持ち分はそれぞれ記載のとおりでございまして。相続以前の平成 10 年頃に先代が作業場を建設し、建物を除く畑地も農地として利用されておらず荒廃しているものでございまして。</p> <p>頁をめくって頂き 6-1 が航空写真による位置図で、申請地の右側、東側に見える白い構造物は養鶏団地でございまして。現地の写真は資料 1 の 12 頁。そして 13 頁に公図を付けております。これが番号 1。</p>
----------------------------------	---------------------	--

		<p>次、番号 2 です。</p> <p>(資料は 6-2 頁と 6-3 頁、資料 1 の 14 頁と 15 頁)</p> <p>番号 2 申請人は、大阪府茨木市●●。土地の所在、大字久留——。地目は台帳 畑、現況 原野。面積は 6.50 m²でございます。650 ではなくて、6 テン 5 ゼロです。平成 13 年に相続する以前から農地として利用されておらず、原野化しているものでございます。</p> <p>頁をめくって頂き 6-2 が航空写真による位置図で、赤丸で囲っております。赤丸で囲っておりますが、拡大した位置図を次の頁 6-3 に付けておりますのでご覧ください。現況は宅地に挟まれて、雑木が茂っている状況でございます。</p> <p>現地の写真は資料 1 の 14 頁。資料 1 の 14 頁で、取り敢えず赤で囲っておるんですけども光の具合で分かり難いので。雑木がもわっと茂っている所。雑木がもわっと生えてる所です。茂ってる所、そこが申請地でございます。それで、次頁の 15 頁が公図でございます。宅地に挟まれた所。説明は以上でございます。</p> <p>議長 はい。それでは以上で議案第 41 号についての説明が終わりました。引き続き現地確認委員による、現地調査の報告をして頂きます。</p> <p>徳岡推進委員 それでは番号 1 番の案件を、13 番の徳岡委員より現地確認の報告をして頂きます。お願いします。</p> <p>はい。そうしますと、現地の確認をしましたので、報告をさせていただきます。</p> <p>まず本冊の 6-1 を見て頂ければ、大体现地が分かると思うんですけども。右側の白い建物が、事務局から説明のあった養鶏団地の、その左側の方になりまして。石脇の海水浴場の、海の方側じゃなくて山の方側になります。</p> <p>山の上にある所でございます。現地はその場所でございます。</p> <p>後、資料 1 の 12 頁を見て頂きますと良く分かると思うんですけども。この現地の写真でございますね。笹ヤブ。上の右の方を見て頂くと良く分かると思います。もう、笹ヤブがですね、生い茂っております。その隣の方には古くなった車庫の様な建物もあります。</p> <p>その建物も相当古いものですし、この笹ヤブがですね、酷いので、農地に復元すると云う事は非常に難しいものと考えます。</p> <p>また、持ち主もですね、町外の方でございますので、農地に復元しても、またすぐ笹が生えて</p>
--	--	---

	<p>議長</p> <p>山下和子委員</p>	<p>しまう様な場所でございます。農地に復元すると云う事はですね、困難な状況と云う事をですね、皆さんと確認を致しておりましたところでございます。以上でございます。</p> <p>はい。次に番号 2 番の案件を 1 番の山下和子委員より、現地確認の報告をして頂きます。お願いいたします。</p> <p>案件番号 2 番で、非農地の現況確認に行つて参りました。</p> <p>現地はですね、本冊 6-2 の航空写真を見て頂きたいと思ひます。元の羽合幼稚園の南側で、ガソリンスタンドの裏側である所でございます。</p> <p>資料 1 の 14 頁を見て頂きたいと思ひます。写真の下側の真ん中あたりにブロックが見えると思ひます。それでブロックの左側は、今は住宅の庭になっております。申請地の奥側も住宅が建つています。それで宅地に挟まれ 2・3m 四方の小っちゃい土地で、雑木って云うか木が茂つていてと云う場所が、この度の申請場所でございます。</p> <p>先がた言われた様に 6.50 m²の小っちゃな区画ですし、雑木も生えていますので、畑に出来る様な状況ではありません。非農地として認めることに問題は無いと確認しました。以上でございます。</p>
	<p>議長</p>	<p>はい。それでは以上で、現地確認委員による報告を、これで終わります。</p> <p>それではただ今より、一括して質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p>
	<p>中村推進委員</p>	<p>はい。どうぞ中村委員。どうぞ発言してください。</p> <p>この大字久留の土地って云うのは、これ、地主さんは大阪だったですかね。ここだけですか。その周りの田畑は、この方の土地と違うんですか。</p>
	<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>はい。それでは説明を。</p> <p>すみません。正確なところの確認は、覚えてないんですけども。他にも土地はお持ちだったかとは思ひますが、この度の非農地証明願ひの申請の出ている周りは、お持ちでは無かったですね。</p> <p>そこだけがちょっと別で、ポツンと有る様でして。ちょっと離れた所には有ったかもしれないですけども、隣接はございませんでした。</p>
	<p>中村推進委員</p>	<p>まあ、これだけの土地、原野。原野にして誰が面倒見るのかな。周り、やっぱり皆んな、迷惑かけると思ひますけども。これ、何か「誰かに譲れ。」とか、そう云う指導と云うのは出来んものですか。</p>

<p>議案第 42 号 農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>議長 事務局</p> <p>中村推進委員 事務局</p> <p>議長 中村推進委員 議長</p> <p>(議長) 事務局</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>地主さん自体も、「タダでも。いらんから、もらい手があったら譲る。」と云う様な話の中で、隣接している宅地の方にもらってもらおうと云う様なお話の様です。</p> <p>ああ、そうですか。なら良いです。</p> <p>今、庭になってるお家の方の方にもらってもらおうと。</p> <p>それでは中村推進委員、良いですか。</p> <p>良いです。</p> <p>その他に、お尋ねございますか。どうぞ。</p> <p>えー、それでは無い様でございますので、以上を持ちまして質疑は終結を致します。</p> <p>それでは採決を行います。</p> <p>議案第 41 号「非農地の現況証明」に対する可否決定について、採決を行います。</p> <p>番号 1 番の案件を、原案のとおり認めることに賛成の委員の方の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。</p> <p>次に、番号 2 の案件を、原案のとおり認めることに賛成の委員の方の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。</p> <p>番号 1、番号 2、それぞれ全員が挙手でございます。よって議案第 41 号「非農地の現況証明」については、原案のとおり可決を致しました。</p> <p>次に議案第 42 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。</p> <p>それでは、総括表から説明してください。</p> <p>議案第 42 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は令和 4 年 1 月 17 日でございます。</p> <p>(資料は、7-1 頁から 7-6 頁)</p> <p>頁をめくって頂き、利用集積計画総括表をご覧ください。</p>
--------------------------------------	---	--

	<p>議長</p> <p>河井推進委員</p> <p>議長</p> <p>河井推進委員</p>	<p>関係戸数は、借人が 22、貸人が 48 であります。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 18 件で 33,026 m²。3 年以上 6 年未満が 27 件で 58,070 m²。6 年以上 10 年未満が 2 件で 1,462 m²。10 年以上が 1 件で 700 m²。所有権移転が 3 件で 8,092 m²でございます。</p> <p>設定作物等面積は、水田として利用が 82,767 m²。転作田として利用が 3,756 m²。樹園地として利用が 11,827 m²。利用権設定面積率は 0.792%であります。</p> <p>それで、次の頁 7-2 から 7-6 まだが各筆明細となりますが、参考までに新規・更新の別で申しますと、更新が 28 件の 39 筆で面積が 54,551 m²。新規が 20 件の 35 筆で、面積が 38,707 m²でございます。</p> <p>後、特筆すべき内容としまして、今月は所有権移転が 3 件ございまして、7-3 頁をご覧ください。</p> <p>この 3 件、整理番号 18・19・20 ですね。3 件。この 3 件は何れも鳥取県農業農村担い手育成機構を通じた農地売買事業を活用した所有権移転でございまして、来月、2 月総会には担い手機構から耕作者への所有権移転が利用集積計画に上がって来ると言うことでございます。それで、作目については、取得予定の耕作者の栽培予定の作目を記載しております。</p> <p>それから 7-5 頁をご覧くださいませか。7-5 頁の整理番号 44 と 45 の賃貸借ですが。</p> <p>整理番号 44 と 45 ですね。賃貸借。10 アール当たりの賃料が高いんですけども、これは土地改良区の経常賦課金の他に償還金を含んだ改良区へ納付すべき金額だそうです。それで、年々償還金の額が減少して行くので、毎年金額が下がって来ると言う風な事を仙津土地改良区の事務局から伺っております。</p> <p>その他の利用権設定については、例月どおりでございます。</p> <p>以上、「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。概要説明は以上であります。</p> <p>はい。以上で説明は終わります。それでは、これより質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>じゃあちょっと事務局に。</p> <p>はい。どうぞ発言してください。</p> <p>あの、21 番上浅津に●●って、おられるかな。21 番。</p>
--	---	---

	<p>事務局 議長 事務局 山本正義推進委員 事務局</p> <p>河井推進委員 議長 山本正義推進委員 議長 事務局</p> <p>議長 山本正義推進委員 議長 事務局</p>	<p>はい。よろしいですか。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>はい。元はね、別所の方で。出て来ておられるのかな、家を建てて。</p> <p>あの、別所の●●。</p> <p>別所の、若い方で。お父さん亡くなられましたので、相続されて、そう云うことになってると思います。て云うのが、すみません。うろ覚えの発言でございまして、申し訳ないです。ちょっと、正確なところはまた、後ほど確認を。</p> <p>良いですけど、無いはずだのになと思って。</p> <p>はい。その他にございますか。はい、どうぞ。山本推進委員どうぞ。</p> <p>10番だけども。奥さん。この名前は、●●さんのは。これはもう亡くなっておられはせんか。●●さん。はい、それじゃあどうぞ。</p> <p>あの、ご存命でございます。ご存命なんですけれども、ちょっと具合の方が、あまり優れられないと云う事で。ご家族の方の方で、或いは施設の方に入っておられるかもしれせんけども。ちょっとその辺は、ごめんなさい。プライベートに関わる場所は、ちょっとあまり詳しくは存じ上げないですが。</p> <p>はい、山本推進委員、良いですかこれで。</p> <p>はい。</p> <p>その他にございますか。</p> <p>ちょっと、事務局の方から説明があります。</p> <p>今、会長からご指摘がありました、整理番号 44・45。7-5 頁の所の。「ちょっと金額が高いですけれども」と云うことで説明させて頂きましたヤツについてなんです。</p> <p>先月 12 月の時にですね、1 年間の間に契約された貸し借りの分で、賃貸借にあたってはどれくらいで契約をしているかと云うデータを、お示しをさせて頂きました。今、ホームページにも載ってるし、それから町報の 1 月号にも載ってるかと思っておりますけども。</p> <p>この年末に取りまとめをする際には、ちょっと、特異な金額については集計から除かせて頂いて、させて頂こうと思っておりますので。これちょっと、償還金も入ってる関係でね、当たり前の貸し借りの金額ではありませんので。ちょっと、これは、集計からは外させて頂く様な方向でしたい</p>
--	---	--

5 その他	<p>議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>と思っておりますので。ちょっとそこは、ご承知頂きます様、お願い致します。</p> <p>はい。以上の事務局の説明、お分かりでしょうかと思いますけれども。特異な数字が出た場合には、ちょっと、ご配慮させて頂きたいと云う事で、これから進めて行きたいと思えます。</p> <p>その他にお尋ねはございますか。はい。それでは無い様でございますので、これより採決を行います。</p> <p>議案第 42 号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって、議案第 42 号「農用地利用集積計画の決定」につきましては、原案のとおり意見決定と致します。</p> <p>以上で議事を終結致します。</p> <p>「その他」に入ります。括弧 1 番「2 月定例総会の日程について」。それでは説明をしてください。</p> <p>○ 2 月定例総会の日程について 2 月 10 日 (木) 午後 3 時から</p> <p>○ 農家相談会について 1 月 20 日 (木) 午前 9 時から正午まで 当番： 山田隆雄 委員、下田健一 委員、井坂正昭 推進委員 2 月：第 3 木曜日、 3 月：第 3 木曜日</p> <p>○ 県外視察研修について 2 月 21 日 (月)・22 日 (火) 高知県四万十町、南国市</p> <p>○ 農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について 公平・公正な法運用と個人情報の保護、法令遵守の申し合わせを委員会の全員で決議</p> <p>○ 部会報告 農地対策部会 山田隆雄部会長、農政・担い手部会 清水武敏部会長</p> <p>○ 本総会終了後、ミニ研修の実施 農業者年金 (特別付加給付年金・経営移譲年金) 受給に際しての経営移譲について</p>
-------	----------------------------------	--

6 閉会	議長	<p>以上を持ちまして、令和3年度第10回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。どうもご苦労様でした。</p> <p>(閉会 午後4時45分)</p>
------	----	--